化学兵器禁止機関 (OPCW) への申告しきい値

		数量しきい値	濃度しきい値
第一種指定物質	生産、加	表2A剤	
(表2剤)	工、消費	• BZ : 10kg	1%
		1kg <bz≦10kg< td=""><td>10 %</td></bz≦10kg<>	10 %
		・B Z 以外: 1t	1%
		100kg <bz以外≦1t< td=""><td>10 %</td></bz以外≦1t<>	10 %
		表2B剤: 1t	30%
	輸出入	表 2A 剤 なし	1%
		表2B剤 なし	30%
第二種指定物質 (表 3 剤)	生産	30t	30%
	輸出入	なし	30%
有機化学物質 (DOC)	生産	200t	特に定めていない (個別に判断)
特定有機化学物質 (PSF)	生産	30t	